

## 化製場等に関する法律

## ○化製場等の許可を与えないことができる場所（法律第 4 条）

- ・ 人家が密集している場所
- ・ 飲料水が汚染されるおそれのある場所
- ・ その他都道府県知事が公衆衛生上害を生じるおそれのある場所として指定する場所

## 京都市告示第 162 号（昭和 59 年 9 月 27 日）

1 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域，第 2 種低層住居専用地域，第 1 種中高層住居専用地域，第 2 種中高層住居専用地域，第 1 種住居地域，第 2 種住居地域，準住居地域，近隣商業地域，商業地域，準工業地域及び同項第 7 号に掲げる風致地区並びにこれらの周辺 500 メートル以内の場所

2 文化財保護法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されている建造物から 500 メートル以内の場所並びに同法第 69 条第 1 項の規定により史跡，名勝又は天然記念物に指定されている記念物の保存地域及びこれらの地域の周辺 500 メートル以内の場所

3 公園，官公署，病院，学校，集会場その他多数人の集まる施設から 500 メートル以内の場所

4 鉄道，軌道，国道，府道及び主要な市道から 500 メートル以内の場所

## ○動物の飼養及び収容施設の許可を受けなければならない場所（法律第 9 条第 1 項）

- ・ 都道府県知事が指定する区域

## 京都市告示第 163 号（昭和 59 年 9 月 27 日）

行政区	指定する区域
北区	当該区に属する全町
上京区	当該区に属する全町
左京区	一部の町を除く
中京区	当該区に属する全町
東山区	当該区に属する全町
山科区	当該区に属する全町
下京区	当該区に属する全町
南区	当該区に属する全町
右京区	一部の町を除く
西京区	当該区に属する全町
伏見区	当該区に属する全町

## と畜場法

### ○と畜場法の許可を与えないことができる場所（法律第5条）

- ・ 人家が密集している場所
  - ・ 公共の用に供する飲料水が汚染されるおそれのある場所
  - ・ その他都道府県知事（保健所を設置する市にあっては，市長）が公衆衛生上危害を生ずるおそれがあると認める場所
- ⇒京都市において，市長が認める場所は定めていない。

### <参考>

都市計画決定(※1)が原則必要となると畜場等については，**計画標準案（建設省 昭和35年）**が示されていた。

### ○計画標準案

- ・ 鉄道または道路による輸送の便のよい場所を選ぶこと。
- ・ 近傍に適当な排水路がある等排水が容易であること。
- ・ 主搬出入経路は繁華街または住宅街(※2)を通らないこと。
- ・ 将来市街化するおそれのない場所を選ぶこと。
- ・ 付近100メートル以内に，学校，病院または住宅街(※2)がないこと。

※平成12年の都市計画の機関委任事務から自治事務への変更に伴い，それまでの国の各種通達が廃止されており，**現在は本基準は廃止されている。**

※1 建築基準法第51条により，卸売市場，火葬場，と畜場，汚物処理場，ごみ焼却場，産業廃棄物処理施設，ごみ処理施設等の用途に供する建築物は，原則，都市計画でその敷地の位置が決定しているものでなければ，新築又は増築できない。ただし，特定行政庁が都市計画審議会の議を経て，その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて認可した場合は，建築可能となる。

※2 住宅街については，その定義等は規定されていないが，複数の住宅からなる街区からの離隔であると想定される。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

○風俗営業に係る営業所を許可してはならない地域（法律第4条第2項第2号）

- ・営業所が、良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要があるものとして政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内にあるとき。

**風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和34年3月25日 京都府条例第2号）**

第3条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第4条第2項第2号に規定する地域は、次のとおりとする。

- (1) 第1種地域
- (2) 次の表の左欄に掲げる施設の敷地（当該施設の用に供するものとして決定した土地を含む。）から、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、営業所が、第2種地域にある場合にあっては同表の中欄、第3種地域にある場合にあっては同表の右欄に掲げる距離以内の地域

1 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち大学以外の学校をいう。）	100メートル（法第2条第1項第2号の営業、同項第4号の営業及び同項第8号の営業（以下この表において「第2号営業等」という。）にあっては、70メートル）	70メートル（第2号営業等にあっては、50メートル）
2 児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定するものをいう。）		
3 病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。第8条第1項及び第10条第1号において同じ。）及び診療所（同法第1条の5第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所をいう。第8条第1項及び第10条第1号において同じ。）		
4 図書館（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定するものをいう。）		
1 大学（学校教育法第1条に規定する学校のうち大学をいう。）	70メートル（第2号営業等にあっては、50メートル）	50メートル（第2号営業等にあっては、30メートル）
2 保健所		
3 博物館（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定するものをいう。第10条第3号において同じ。）		

- 2 前項の規定にかかわらず、3月以内の期間を限って営む風俗営業に係る営業所については、法第4条第2項第2号に規定する地域は、京都府公安委員会（以下「公安委員会」という。）が告示する地域とする。

3 前2項の規定は、営業をする場所が常態として移動する風俗営業に係る営業所については適用しない

**<別表>**

第1種地域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により指定された第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域。ただし、次項の2及び3の地域並びに第3種地域を除く。
第2種地域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都市計画法第8条第1項第1号の規定により指定された近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域。ただし、第3種地域を除く。</li> <li>2 第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域のうち国道又は府道の側端から25メートル以内の地域</li> <li>3 第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域のうち鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第2項に規定する鉄道に係る停車場（列車を停止し、旅客又は貨物を取り扱うため設けられた場所で転てつ器の設備を有するものをいう。）の周囲50メートル以内の地域</li> <li>4 この項の1から3までの地域、第1種地域及び第3種地域以外の地域</li> </ol>
第3種地域	<p>京都市の区域のうち次に掲げる地域</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中京区の区域のうち三条通、寺町通、中京区と東山区との境界及び中京区と下京区との境界をもつて囲む地域</li> <li>2 東山区の区域のうち三条通、松原通、東大路通、東山区と中京区との境界及び東山区と下京区との境界をもつて囲む地域</li> <li>3 下京区の区域のうち松原通、寺町通、下京区と中京区との境界及び下京区と東山区との境界をもつて囲む地域</li> </ol>

**<風俗営業とは（法第2条第1項）>**

一	キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業
二	待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）
三	ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（第一号に該当する営業を除く。）
四	ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（第一号若しくは前号に該当する営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者（政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。）が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる

	営業を除く。)
五	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った客席における照度を十ルクス以下として営むもの（第一号から第三号までに掲げる営業として営むものを除く。)
六	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
七	まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
八	スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。)

○店舗型性風俗特殊営業の禁止区域（法律第 28 条）

第 1 項 一団地の官公庁施設（官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）第 2 条第 4 項に規定するものをいう。）、学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定するものをいう。）、図書館（図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）若しくは児童福祉施設（児童福祉法第 7 条第 1 項に規定するものをいう。）又はその他の施設でその周辺における善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要があるものとして都道府県の条例で定めるものの敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲 200 メートルの区域内

第 2 項 前項に定めるもののほか、都道府県は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、条例により、地域を定めて、店舗型性風俗特殊営業を営むことを禁止することができる。

**風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和 34 年 3 月 25 日 京都府条例第 2 号）**

第 10 条 法第 28 条第 1 項（法第 31 条の 3 第 2 項の規定により適用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設

- (1) 病院及び診療所
- (2) 保健所
- (3) 博物館
- (4) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園（都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定するものをいう。)

第 11 条 法第 28 条第 2 項（法第 31 条の 3 第 2 項の規定により適用する場合及び法第 31 条の 13 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により，次の表の左欄に掲げる店舗型性風俗特殊営業，受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業は，同欄の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げる地域においては，営むことを禁止する。

法第 2 条第 6 項第 1 号の営業，同項第 2 号の営業，同項第 4 号の営業のうちモーテル営業及び同項第 6 号の営業，受付所営業並びに同条第 9 項の営業	第 1 種地域，第 2 種地域及び第 3 種地域
前項以外の店舗型性風俗特殊営業	第 1 種地域及び第 2 種地域

備考 この表において「モーテル営業」とは，個室に自動車の車庫が個々に接続する施設であつて次の各号のいずれかに該当する構造又は設備のものを設け，当該施設を利用させる営業をいう。

- 1 個室に接続する車庫(2 以上の側壁（カーテン，ついたて等を含む。）及び屋根を有するものに限る。以下この表において同じ。)の出入口が扉等によつて遮へいできるもの
- 2 車庫の内部から個室に通じる専用の人の出入口又は階段若しくは昇降機が設けられているもの
- 3 個室と車庫とが専用の通路によつて接続しているものにあつては，当該通路の内部が外部から見えな  
いもの